

■平成25年度第10回（第226回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成26年1月16日（木） 午後3時45分～午後5時10分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、木下副市長、本間副市長、教育長、技監、政策局長、
総務局長、財政局長、行財政改革推進本部長、総合政策監、
学校教育部長

【議 題】（1）さいたま市いじめ防止基本方針の策定について

< 提 案 説 明 >

さいたま市いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」）の策定について、教育委員会から次のような説明があった。

- ・ 基本方針の策定の背景としては、大津市の事件を受け、国において「いじめ防止対策推進法（以下、「法」）」が施行されたこと。また、国が「いじめ防止等のための基本的な方針」を示したことが挙げられる。
- ・ 本市においては、これまでもいじめ防止等のため、様々な施策に取り組んできたところだが、いじめの問題は最重要課題の一つであるとの認識から、法第12条に基づく基本方針を策定することとした。
- ・ 基本方針は、「1 はじめに」、「2 さいたま市いじめ防止基本方針策定の目的」、「3 いじめの定義」、「4 いじめの防止等に向けた方針」、「5 組織」、「6 いじめの早期発見と迅速かつ的確な対応」、「7 重大事態への対応」、「8 その他」の8つの項目により構成している。
- ・ 基本方針の特徴は、「4 いじめの防止等に向けた方針」において、「市」、「教育委員会」、「学校」、「保護者」、「児童生徒」、「市民等」の6つの立場における責務を分かりやすい言葉で明記したこと。
- ・ それぞれの責務は以下のとおり。
 - 「市」
 - ・ 基本方針を定める。
 - ・ 基本方針に基づいた組織を設置し、いじめの防止等のための意識の高揚と普及啓発を図るために、あらゆる機会をとらえて推進する。
 - 「教育委員会」
 - ・ いじめ防止等に関する調査研究を行い、その結果に基づいた施策を積極的に推進する。
 - 「学校」
 - ・ 学校ごとに「学校いじめ防止基本方針」を定め、いじめが起きない学校づくりを行う。

「保護者」

- ・ 一家団らんを大切にして、子どもたちにとって暖かな家庭をつくる。
- ・ 子どもに基本的生活習慣を身に付けさせる。

「児童生徒」

- ・ 何事にも精一杯取り組み、思いやりのある心を大切にする。
- ・ 主体的にいじめのない集団づくりに努める。

「市民」

- ・ 児童生徒を温かく見守る。
- ・ 児童生徒に自己有用感を育むことができるような環境づくりに努める。
- ・ 基本方針に基づく組織は、いじめ問題対策連絡協議会（以下、「協議会」）、いじめのない学校づくり推進委員会（以下、「推進委員会」）、（仮称）いじめ対策委員会（以下、「対策委員会」）、法30条第2項に基づく附属機関等（以下、「附属機関等」）、子ども会議の5つから構成される。
- ・ 協議会は、法14条1項に基づき設置する組織で、いじめの防止等に関する機関及び団体の代表者を構成員としたネットワークを構築するための代表者会議である。
- ・ 協議会の所掌事務は、①関係機関等のネットワークの構築、②本市のいじめの防止等に関する取組等に対する施策の推進・啓発、③本市のいじめの防止等に関する取組等に対する専門的な見地からの意見聴取の3つ。
- ・ 協議会の構成員は、副市長を会長とし、市長部局、教育委員会、学校のほか、警察、弁護士会、臨床心理士会等、いじめの防止等に関する機関及び団体の代表者を想定している。
- ・ 推進委員会は、法14条3項に基づき設置する組織で、教育委員会と協議会との円滑な連携の下に地域のいじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織である。また、法28条1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する組織も兼ねる。
- ・ 推進委員会の所掌事務は、①いじめのない学校づくりに関する研究、②いじめのない学校づくりに関する対策の企画、立案及び市教育委員会への提言、③いじめの事案に関する調査及び市教育委員会へのその結果の報告、④法28条1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査及び市教育委員会へのその結果の報告の4つ。
- ・ 推進委員会の構成員は、協議会の各機関及び団体から推薦された者を想定している。なお、法28条1項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施する際には、必要に応じて調査専門員を設置する。この調査専門員は、重大事態に直接関係しない第三者に依頼することを想定している。
- ・ 対策委員会は、法22条に基づき設置する組織で、各学校に必ず設置することとなっており、各学校におけるいじめ防止等の中心を担う組織である。
- ・ 附属機関等は、法30条2項に基づき設置する組織であるが、重大事態に係る「推進委員会」での調査について、市長が再調査の必要を認めたときに設置されるため、常設の組織ではない。
- ・ 子ども会議は本市独自の組織で、児童生徒が主体的にいじめの問題に向き合い、いじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、具体的な実践に取り組むことを

目的とする。また、子ども会議を母体とし、いじめの防止を目的としたシンポジウムの開催を予定している。

- ・ 本市のいじめ防止等の対応としては、前述の組織のうち、協議会、推進委員会、対策委員会、子ども会議がそれぞれの役割を果たしながら、これまで実施してきた対策を充実させるとともに新たな取組を実施する。主なものとしては、小・中一貫教育、相談体制の充実を図るソーシャルワーカーの配置、子どもサポートネットワークの構築、個別サポート指導員の配置などがある。
- ・ 重大事態発生時の対応方法は以下のとおり。
 - ①学校から教育委員会、教育委員会から市長へと速やかに報告。
 - ②教育委員会は、学校に指示、支援を行い、学校からの報告を受け、本人、家庭の意向を踏まえ、調査の主体が、教育委員会か学校かを判断。
 - ③学校が調査の主体の場合、教育委員会は学校に対して必要な指導や人的措置等の支援を実施。
教育委員会が調査の主体の場合、推進委員会を活用して調査を実施。推進委員会による調査が困難な場合、調査専門員を置いて調査を実施。
 - ④教育委員会は調査結果を市長に報告。
 - ⑤市長は、再調査の必要が認められるときは、附属機関等による調査を実施し、その結果を議会に報告。

< 意見等 >

- ・ 基本方針について、6つの立場の責務を定めることは良い。しかし、いじめの加害者となった児童・生徒についての記載がないため、追加する必要があるのではないか。
- 指摘を参考に追加したい。
- ・ いじめ対策を市全体で取り組んでいくということだが、説明を聞く限り教育委員会の取組だけが目立っている。他の関係部局との調整は整っているのか。また、基本方針を条例設置しないのはなぜか。
- 教育委員会が中心となり、庁内の関係部局と連携している。基本方針についてはできるだけ早期に策定するという観点があったため、条例設置は検討していない。
- ・ 基本方針を策定する前に、外部の方々の意見を聞くべきではないか。パブリック・コメントを活用することだが、それだけでは不足しているのではないか。
- 指摘を踏まえ検討したい。
- ・ いじめの被害者の中には、学校や教育委員会に対して不信感を持ってしまう方もいるので、相談窓口を学校、教育委員会以外に設置できないか。
- 指摘を踏まえ検討したい。
- ・ 協議会と推進委員会の役割の違いがわかりにくい。協議会の主な役割は幅広い層に対する意識啓発という認識で良いか。
- お見込みのとおり。
- ・ 協議会の役割が幅広い層に対する意識啓発ということであるのならば、協議会の名称もわかりやすくすべきではないか。今の名称は、調査研究や企画・立案などより実務的な役割も担っているような誤解を与えるのではないか。

→ 指摘を踏まえ検討したい。

- ・ いじめは悪いことであることを明確に表記し、社会全体で防止していくことを強調すべきではないか。また、いじめが発生してからの対応に重点が置かれているように感じるのだが、いじめを未然に防ぐことが大事なのではないか。いじめを防止するためには、早期発見が重要であるとともに学校や教育委員会だけではなく社会全体に啓発する必要があるのではないか。そういった啓発の役割を協議会が担うのであれば、さらに幅広い団体等から委員を選出する必要があるのではないか。

→ 指摘を踏まえ検討したい。

< 結果 >

- ・ 教育委員会発議の、さいたま市いじめ防止基本方針の策定については、下記の事項について検討した上で、再度、都市経営戦略会議に付議すること。
 - 1 基本方針の策定手続き
 - ・ 庁内関係課による検討会議等を設置し、協議を行うこと
 - ・ 外部の関係機関や有識者による有識者会議等を設置し、意見を聴取すること
 - 2 基本方針の内容
 - ・ いじめが悪いことであることを強調すること
 - ・ いじめを行った子供に対する対応を明記すること
 - ・ 相談窓口を学校、教育委員会以外に設置することを検討すること
 - ・ いじめの早期発見と防止に係る取組を盛り込むこと
 - 3 いじめ問題対策連絡協議会について
 - ・ 名称を実務的な印象ではなく、幅広い層に対する意識啓発を行う組織であることが分かるものに変更すること
 - ・ 社会全体への意識啓発を強調すること
 - ・ 構成員の範囲を拡大すること
 - 4 いじめのない学校づくり推進委員会について
 - ・ いじめ問題対策連絡協議会との役割を明確にすること
 - 5 上記を踏まえ、基本方針について条例設置することを検討すること

< 会議資料 >

(資料1) さいたま市いじめ防止基本方針の策定について

(資料2) さいたま市いじめ防止に係る組織図